

株式会社 アイロムグループ定款

株式会社アイロムグループ定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社アイロムグループと称し、英文名は I' r o m G r o u p C o . , L t d . と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の業務を営む会社の株式を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること及び次の業務を営むことを目的とする。

1. 新規ベクター技術に基づく遺伝子治療製剤、重度感染症用ワクチン等の研究開発・製造・販売および受託サービス
2. 遺伝子機能解析、組み換えタンパクの生産、組み換えベクターの生産等の受託サービス
3. 新規の遺伝子導入技術の開発
4. 次の各号に関する臨床試験、分析試験及び安全性試験の受託並びに仲介業
 - (1) 医薬品
 - (2) 医薬部外品
 - (3) 化粧品
 - (4) 検査用試薬
 - (5) 医療用機械・器具
 - (6) 食品
5. 前項各号の開発及び販売に関するコンサルタント業務
6. 医薬品、医薬部外品、化粧品、検査用試薬、医療用機械・器具・備品、医療衛生用品の輸入、輸出、販売、製造
7. 医師、看護師、薬剤師、病院経営者、臨床検査技師、などの労務コンサルタント業務
8. 有料職業紹介業
9. 労働者派遣業
10. 医薬品配置販売業
11. 診療所、薬局の経営
12. 看護用品の開発及び販売
13. 書籍の企画、翻訳、編集、製作、出版
14. 不動産の売買、賃貸、管理及びそれらの仲介
15. 有価証券の売買に関する一切の業務

16. 経営に関するコンサルティング業務
17. 金銭の貸付及び債務の保証
18. 古物の売買
19. ディスカウントショップの経営
20. 総合リース業
21. コンピュータソフトウェアの開発、販売及びハードウェアの販売
22. 医薬品製造会社の研究・開発、営業、企画などのコンサルタント業務
23. 医薬関係情報の収集及び提供
24. 翻訳会社、印刷会社及び自動車販売会社の販売促進受託のコンサルタント、及びその販売の仲介・斡旋業務
25. 健康器具・在宅介護用具等の販売及びリース
26. 日用雑貨品、看護用品の開発及び販売
27. 広告の企画・製作・代理業
28. イベント企画・仲介・斡旋業務
29. 損害保険の代理店業務及び生命保険の募集業務
30. 投資顧問業
31. 貸金業
32. コンピューターのシステム利用に関するコンサルタント業務
33. 廃棄物処理装置・機器等の販売
34. 経理事務、財務書類の作成に関する代行業務
35. 清涼飲料水、健康食品並びにそのパッケージの製造、輸出入及び販売
36. 給食業務並びに食堂の企画、運営
37. スーパーマーケット及びコンビニエンスストアの企画、運営
38. 一般建築工事、内装工事業
39. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は本店を東京都千代田区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、37,281,680株とする。

(株式取扱規程)

第7条 当社の株式、新株予約権に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第8条 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式及び新株予約権に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。

(自己株式の取得)

第9条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第10条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第11条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第12条 当社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき自己株式を保有していないときはこの限りではない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者及び議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

- ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員 数)

第20条 当社の監査等委員である取締役以外の取締役は、15名以内とし、監査等委員である取締役は、8名以内とする。

(選任方法)

第21条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。また、取締役の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の取締役を選任することができる。

② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③ 取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。

(解任方法)

第22条 取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任 期)

第23条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって業務執行取締役の中から代表取締役を選定する。

② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。

② 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

② 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の委任)

第27条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- ② 当社は取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第29条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、又は電子署名を行う。

- ② 前条第2項の議事録は、法令で定めるところにより書面又は電磁的記録をもって作成する。

(取締役会規程)

第30条 取締役に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第31条 監査等委員である取締役以外の取締役および監査等委員である取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、それぞれ区別して株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第32条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(監査等委員会の招集通知)

第33条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第34条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第35条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(選任方法)

第36条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任 期)

第37条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第39条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第40条 剰余金の配当は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第41条 当社は、取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第42条 剰余金の配当及び中間配当は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

② 未払いの剰余金の配当及び中間配当には、利息をつけない。

附 則

(監査役の責任限定契約の経過措置)

第1条 第19回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であったものを含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお、同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条の定めるところによる。

平成 9年 3月 14日作成
平成 9年 3月 26日認証
平成 9年 4月 9日設立
平成 9年 8月 13日改正
平成 12年 5月 29日改正
平成 12年 7月 7日改正
平成 13年 1月 15日改正
平成 13年 7月 25日改正
平成 13年 11月 9日改正
平成 14年 2月 6日改正
平成 14年 6月 29日改正
平成 15年 3月 7日改正
平成 15年 6月 18日改正
平成 15年 7月 4日改正
平成 16年 5月 20日改正
平成 16年 6月 25日改正
平成 17年 3月 18日改正
平成 17年 6月 24日改正
平成 18年 6月 28日改正
平成 18年 10月 1日改正
平成 21年 6月 26日改正
平成 22年 6月 29日改正
平成 23年 6月 29日改正
平成 24年 6月 28日改正
平成 25年 6月 27日改正
平成 27年 7月 1日改正
平成 28年 6月 28日改正
令和 3年 6月 28日改正